



島根県報

令和8年5月29日（金）

号外第65号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第5号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年6月1日から施行する。

令和8年5月29日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

出産に係る経費の項中「9,000円」を「10,300円」に、「85,000円」を「100,000円」に改める。

妊婦健康診査の項中「24,720円」を「25,120円」に改め、「36週」を削り、「3,760円」を「3,790円」に、「5,760円」を「5,790円」に、「6,360円」を「6,390円」に、「7,590円」を「7,650円」に改め、「20週」の次に「34週」を加え、「8,540円」を「8,570円」に、「9,430円」を「10,230円」に、「妊娠34週」を「妊娠36週」に、「12,240円」を「7,590円」に改める。

ネオセルフ抗体検査の項の次に次の2項を加える。

ヒトパルボウイルス抗体検査 1回につき 5,500円

麻しん抗体検査 1回につき 2,500円

遺伝子検査料の項中「MEN1スクリーニング 1回につき 88,000円」を「MEN1スクリーニング 1回につき 49,500円」に改める。

遺伝性腫瘍パネル検査料の項中「1,760円」を「2,090円」に改める。

レントゲン画像複写料の項中「341円」を「1,100円」に改める。

歯科診療費の項中「77,540円」を「91,950円」に、「34,700円」を「38,090円」に、「152,170円」を「167,700円」に、「138,260円」を「153,100円」に、「108,490円」を「91,400円」に改める。

乳房マッサージ料（育児相談を含む。）の項中「3,460円」を「3,890円」に改める。

育児相談料の項中「1,730円」を「1,940円」に改める。

産後訪問指導料の項中「5,190円」を「5,830円」に、「1,730円」を「1,940円」に改める。

骨盤ケア指導料の項中「1,730円」を「1,940円」に、「3,460円」を「3,890円」に改める。

リンパ浮腫マッサージ料の項中「3,580円」を「4,400円」に、「4,810円」を「6,600円」に、「6,050円」を「6,600円」に、「1,100円」を「2,200円」に改める。

肺がん検診料の項中「9,900円」を「11,000円」に改める。

脳ドックの項中「47,300円」を「49,500円」に改める。

高機能循環器ドックの項を次のように改める。

高機能循環器ドック

心臓血管ドック

C T検査を実施する場合 1回につき 60,000円

C T検査を実施しない場合 1回につき 50,000円

脳・心臓血管ドック

C T検査を実施する場合 1回につき 98,000円

C T検査を実施しない場合 1回につき 88,000円

高機能がんドックの項を次のように改める。

高機能がんドック

子宮がん検査及び乳がん検査を伴うもの

C T検査を実施する場合 1回につき 90,000円

C T検査を実施しない場合 1回につき 80,000円

子宮がん検査及び乳がん検査を伴わないもの

C T検査を実施する場合 1回につき 72,000円

C T検査を実施しない場合 1回につき 62,000円

人間ドックオプション検査料の項中「9,900円」を「11,000円」に改め、「肝機能検査 1回につき 2,200円」を削る。

おむつ使用料の項中「尿取りパッド(小) 1枚につき 15円」を削り、「(中)」を「(M)」に、「39円」を「53円」に、「(大)」を「(L)」に、「61円」を「75円」に改める。

遺体用寝巻使用料の項中「1,300円」を「1,465円」に改める。

麻疹風しん予防接種料の項中「13,430円」を「13,490円」に、「9,850円」を「9,910円」に改める。

B C G接種料の項中「10,320円」を「13,980円」に改める。

肺炎球菌ワクチン接種料の項を削る。

带状疱疹ワクチン接種料の項中「22,000円」を「24,860円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料の項中「8,310円」を「12,170円」に改める。

新型コロナワクチン接種料の項中「15,300円」を「15,600円」に改める。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料の項中「8,620円」を「8,680円」に改める。

沈降4価ヒトパピローマウイルス(H P V)ワクチン接種料の項を削る。

不活化ポリオワクチン接種料の項中「12,540円」を「12,600円」に改める。

文書料の項の次に次の1項を加える。

郵送料 処方箋及び薬剤の郵送に要した額